

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。

請願第19号 橋本市立図書館高野口分館の存続を求める請願については、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、議会運営委員会委員長・上久保君から平成22年12月17日付をもって議案1件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。

これを、今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から平成23年2月25日付、橋監委第77号をもって平成22年度財政援助団体監査結果報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、8番 岡本君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市一般会計補正予算（第7号））

○議長（中西峰雄君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第3 議案第28号 橋本市国民宿舎設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第3 議案第28号 橋本市国民宿舎設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第4 議案第29号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第4 議案第29号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）事務分掌の中で、統計に関する点なんですけども、これが企画部から総務部のほうへ移管をされるという議案かと思うんですが、その理由について再度ご説明をいただければと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）合併してからも、統計が総務課にあった経緯がございます。そういうことで、総務課の組織改革の中で、企画部のほうに持って来たわけでございますけれども、総務課といいますのが、総務部の一番しにせ的なメインの課でございます。そういうことで、内容から見ましても、総務課に戻るのが適切であるという考え方でござい

す。

あと、国体が企画部でやるということもありますし、これはなりませんでしたが、パスポートの問題もあった中で、パスポートの問題が解決すれば統計を総務課に持って行くという以前からの考え方もございました。そういうことで、パスポートは権限委譲の対象になりませんでしたけれども、従来から総務部に戻すという考え方の中でさせていただいたような状況でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それについては、だいたいわかるんですけども、そしてたら、人員的にはどうなのでしょう。今、企画部の統計のほうでどれぐらいの職員をとられてて、それが総務部へ移管することで、職員の配置等についての変更等はどのようにお考えですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今年度につきましては、特に国勢調査の統計があったので正規職員2人置いていますけども、従来から専門の職員も置いてございます。それも含めまして、総務部のほうへ人の数も変えていくということで、そっくりいくような考え方でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）済みません。企画部のほうで、国民体育大会に関する事なんですけども、これについては要員をどのように考えておられるのか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）国民体育大会につきましては、平成27年度実施ということで、ちょうど5年を切る状態になります。ということで、平成23年度から県のほうでもそれなりの体制づくりをしていただきたいと思いますと言われております。ということで、従来は、教育委

員会のほうでしていただいていたんですけども、教育委員会部局の方を企画部のほうへ張りつける予定でございます。ということで、平成23年度につきましては、担当員、それから緊急雇用で1人、事務の職員を雇う予定でございます。ということで、いろんな進捗にあわせて、ずんずんと年度途中でも増やしていかなければならないこともございますけれども、これにつきましては、正規職員が1人張りつきますけれども、今年度は必要でしたら臨時職員で対応したいというように考えてございます。ということで、今年度の業務量というのが大まかわかっているんですけども、実務的にどういうことということがありましたら、その途中でも考えていきたいなというふうに考えてございますけれども、体制としては、正規職員1人、緊急雇用の臨時職員1人という状態でございます。

○議長(中西峰雄君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について 採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(中西峰雄君)日程第5 議案第30号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について 採決いた

します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号 橋本市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例
について

○議長(中西峰雄君) 日程第6 議案第31号
橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) お尋ねをいたします。

過日の一般質問でも取り上げたところでありますけれども、国民健康保険税の負担が非常に市民の暮らしを困難にしているというふうな状況が見られる中で、この国民健康保険法の第77条に基づく、いわゆる国民健康保険税の減免についての条例改正というふうに考えてます。具体的に変わった部分を見ますと、第26条第1項第1号の当該年において所得が皆無もしくはというその後に着しく減少したためというこの文言が加わっただけかと、新旧対照表で見ると限り思います。そこで、この著しく減少したというのは、何割程度の減少を対象にするのか、その点を伺います。

○議長(中西峰雄君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) まず、第26条第1項第1号の件についてお答えいたします。

これにつきましては、やむを得ない理由で、事業もしくは業務の休業等により所得が激減した場合ということで、減免割合については7段階に分かれております。収入が前年の10分の9以上減少する場合は、減額する割合ですけど、所得割額の10分の9減額する。それから、収入が前年の10分の3以上減少する場

合は、所得割の10分の3ということで、それぞれ段階に応じて減免割合を設定させていただいております。

それと、第26条だけじゃありませんでして、ちょっと時間をいただいて、説明させていただきます。

一点目として、これまで内規という形で減免基準を設けておりましたけれども、規則にするために第28条に規則への委任事項を追加させていただきました。それと、追加しましたため、第27条の見出しを市税条例の準用に改正させていただきました。

また、これ以外にも二点目として、議会の議決を経てこれを減免するという部分が削除させていただいておりますけれども、これは議会にかけるいとまがないということで、緊急を要する災害に対応するため、今回改正させていただいたものです。

以上です。

○議長(中西峰雄君) 3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) この条例案の第28条に、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというようにあるわけです。平成23年4月1日から施行するとなっているので、既にもう規則についてはつくられていると思うんですが、規則ができていのであれば、この議会に規則についても提出をしていただいているのですが、今出せというのも無理かと思うので、委員会付託になると聞いていますので、委員会にはこの規則を提出していただけますか。その点、確認します。

○議長(中西峰雄君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) はい、そのようにさせていただきます。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 著しく減少したためと

ということで、10分の9以上の減少とかいう話なんですけども、僕は、これは基準がおかしいと思うんです。例えば、その前年度で年収が2,000万円あった人が10分の9減ったって、それは払うべきで、もともとその家庭で生活に必要な額を無理に削減するような形だったら、それはやらないとすべきで、前年のもとの収入がどれだけあったかは無関係に10分の9減ったとかそういう基準の立て方というのは、僕はおかしいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほど富岡議員に対する答弁で、減免する割合を、基準を説明させていただきました。その前に、減免を受ける者の条件がございまして、これには納税義務者及びその世帯に属する被保険者の当該年の所得見込み額が前年中の総所得金額に対して2分の1以下に減少し、一時的に生活が困窮すると見込まれる世帯で、かつ前年の合計所得が500万円以下の世帯という枠を設定してありまして、この範囲の中でやらせていただきます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）ちょっと部長、教えといてほしいんですけど、第26条の第2項、(2)があるやろ。天災その他これに準ずる災害により保険税の納付が困難である者と、こうあるんだけど、例えば、家で火事を起こした、個人的に火事を起こす場合があります、火事なんかも入るとるんかいな。天災というか、それに準ずるといふねんけど、準ずるじゃない、類するとなつてんねんけど、そうそう火災なんか起きた場合は、どういうふうな解釈の仕方をちょっと。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）規則の中には災害のため住宅、家財が著しい被害をこうむ

った場合、不慮の災害を受けた世帯、こういう場合についても対処できるよう減免基準を設けております。中身につきましても、さらに被害の程度に応じて。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長、火災の場合に適用があるんかどうかという問いですので、答弁よろしくをお願いします。

○健康福祉部長（上田敬二君）適用になります。全壊の場合とか半壊の場合とか、いろいろその被害の程度に応じて減免の減額割合が変わってきますが、適用になります。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第7 議案第32号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第7 議案第32号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 松本君。

○10番（松本健一君）この条例に関してですけれども、保育所を指定管理者制度に適用する上での改正だと思います。直近で受けてくるのは三石保育園だと思いますが、この条例を改正した後、三石保育園に関して今後どういった手続きで進められていくのか、お答えいただければと思います。まず第一点です。

幼保一元化5カ年計画でこの保育所等に関しては、その判断、まずは認定こども園のほうから指定管理者制度を導入していくということを決めていたと思いますけれども、この

一部改正を受けると市内全域の保育所も指定管理者制度を使って公設民営化できるというふうな条例となると思うんですけども、これによって、市内のほかの保育園も今後早期に民営化を進めていくのかどうか、こういった点に関してもお答えいただければと思います。

以上二点、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）議案第32号は、議員おっしゃるとおり、三石保育園を指定管理者にするために、それを想定した条例改正でございます。

三石保育園につきましては、新年度から設計に入りまして、それとあわせて23年度中に指定管理者の選定に入らせていただきます。それと、24年度建設工事に移りまして、25年度に開園、そういう手はずで進めていきたい、そう思っております。

それと、この条例改正がほかの公立保育園に公設民営という形で影響を及ぼすのかどうかということなんですけれども、これにつきましては、今のところ三石保育園だけを、条例はほかにも適用できることになると思うんですけども、幼保一元化5カ年計画二次計画の部分については、策定はまだですけれども、現在のところ、単独園で指定管理者にするというようなことは想定しておりません。今後については、計画がちょっとまだ未確定なので、今のところ現時点でお答えすることはできません。ご了承申し上げます。

○議長（中西峰雄君）10番 松本君。

○10番（松本健一君）三石保育園のほうは25年に向けての条例改正と、23年度中に指定管理を決めていくという流れですよね。まず、設計に入っていくかと思うんですけども、一般質問でもちょっと取り上げましたけれども、この地域は幼稚園も社会福祉法人が入っ

ております。認定こども園という概念も一方ではございますので、こういったところとの事前に確認というか調整を行われているのかどうか、この点一点。

それと、くどいようなんですけれども、指定管理者制度、これは5年の短期的な契約になっております。これは、こども園もすべて含まれてくるんですけども、私ははじめに決めてしまうと、途中で、5年で変わるということはないんだと思うんです。その変えるようなところを決めてしまうようなことを前提として、こういった契約を進めていくのはどうかと思うんですけども、こういった点に関して、現在言っていただけることがあれば、言っていただきたいなと思います。

それと、保育園に関して、3歳児保育とか地域の要望がやっぱり強いです。私は決して公設民営化というところで反対ではございませんので、できるところであれば、進める部分では、サービスを向上させていただけるのであれば、早期に進めれるところから着手する。事前説明もしっかりと行っていただければ、市民サービスも向上できるかと思うので、この点に関して今後考えていく上で、この条例自体が改正ですので、保育所自体はすべて対応できるような条例になるかと思っておりますので、この点に関して、今の答弁ですと三石保育園だけというふうに限定してはありますが、実質的にはいつでもできるような状態だと思います。この点に関して、説明等を十分に行っていくことが今からでも必要だと思いますので、この点に関してもお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず一点目の社会福祉法人とおっしゃいましたけども、三石台地区については学校法人の泉新学園があ

ります。このことと同じ地区にこども園ではないんですけれども、同じ幼児を扱う施設が共存するということになります。現状でも共存しているわけなんですけれども、一応民間が運営主体に入ってくるということで、今月中に理事長とお会いすることになっております。その中で、意見交換していきたいと思っております。

それと、指定管理者の5年の期間ですけれども、決して5年が変えることを前提したものではなくて、任すほうとして危機管理の観点から、橋本市の保育の意図するところとあまり相反するような事態になれば、こちらから契約を解除できるという危機管理の面から一応5年ということで、設定させていただいております。

それと、三石保育園の建て替えにあたって、さらなる保育の内容なので、充実のことだと思うんですけれども、これについては、基本的に地域の児童数、これらも勘案して保育の定員について見直す必要があれば見直したいと思っておりますけれども、三石保育園は既に0歳から5歳児まで保育を行っておりますけれども、低年齢児、0歳、1歳、2歳の部分で定員を超過するような事態が起こっておりますので、その辺、今、全体定数の中でそれぞれの年齢の割合を見直していけたらなというような思いを持っております。

それと、また同じこととなりますけれども、指定管理者が他の園へやろうと思えばできるんじゃないかということなんですけれども、現在は三石保育園だけなんですけれども、あと紀見地域については、この間の一般質問でもお答えしましたように、二次計画が未定の状態ですので、現在のところはほかの園に指定管理者を想定しておりませんが、将来のことについては、今、ちょっと答弁しかねるということでご理解をお願いしたいと思います。

います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。
3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねします。

僕は、この三石台の保育園を民営化することで、一気にというんか、公設公営でずっときた橋本市の保育行政が、私どもに言わせば、国の方針に沿ってどんどん自治体の仕事も民営と、民間でやらせていくという方向に一気に流れていくという気がしてならないんです。市民の中では、公設公営という声も半々程度あるというふうに、私も認識するわけです。そこで、お尋ねしたいのは、高野口こども園をスタートさせたときに、いわゆるこども園の5カ年計画の説明で再三聞かせていただいたのは、公営と民営ということで、この二つが切磋琢磨をさせて、そして保育行政のサービスの水準を上げていくんだという説明を再三聞かされましたね。このこども園5カ年計画を実行すること、さらには三石保育園の運営を民間にゆだねていくといえますか、これも明らかに公設と公営での切磋琢磨という論はもう撤回されるんですかね。二次計画もない中で、残っておった紀見地区と旧高野口町の一部も残っていると思うんですが、保育行政は一路民営でやっていただくと、こういうふうに見えて仕方がないし、客観的にもそんな方向に流れていっていると思うんですが、その点、見解を伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まだ現時点では幼保5カ年計画もおくれておまして、公立園もたくさん存在しておりますので、民間のこども園なり民間保育所が橋本市でやっていただいて、いい意味で公立との刺激で、切磋琢磨しているような状態が生まれているのではないかと考えております。

それと、今後ですけれども、これは公立保

育園の職員との関係もありますけれども、すべて民営化というのは、職員の勤続年数ですとか年齢にもよるんですけれども、ここ十数年の間ではすべて民間の運営主体にお願いするという形にはならないのではないかと思っております。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）保育園の民営化につきましては、こども園については民営化ということで方向が定まっております。

三石台の保育園につきましては、建て替えということがございまして、これは行財政改革の中の保育園の民営化という方向にアウトソーシング、民でできるものは民という考えの中で三石保育園の民営化も決定してございます。

ほかの橋本の紀見保育園とか高野口の2園につきましては、今の状態で民営化するとかどうするというのは決まっております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の企画部長の答弁でわかるように、もう公設公営の保育園は三つしか残さんと言うてるんやろ。民営と公営で切磋琢磨して、その保育水準を上げるんやて、こう言った今までの説明はうそやったんかい。だったら、それはもう取り消すんですかと尋ねてるねや。切磋琢磨させて、保育のサービスの内容を向上さすんだと言うてきたやろ。取り消すかどうか言うてください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと表現が悪いのかわかりませんが、決まってないということは、今のところ公設で残っていくという計画ですよと、決まってないということは現状のままですよということです。そういうことで、これは遠い将来かわかりませんが、民営になるのでしたら、また議会にご相談しまして考えていくこととございます。

けれども、現在のところはそういう現状のまままでいくということは、決まってないということは、その間は切磋琢磨してやっていただくという考え方でございまして、取り消す考えはございませんけど。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）三石保育園を民営するというところで、保育所条例の一部改正なんですけれども、すみだこども園の指定管理者の選定のときに橋本市の公立保育園の特色は食育にあると確かおっしゃったと思うんです。その食育の中心になるのは、やっぱり栄養士であると思います。今年の3月末で、今ずっと保育所の献立を立てておられた、この食育の中心になっておられる方が退職になって、その後、嘱託で募集をされてたんです。その後、どうなったのかちょっとわからないんですけれども、その嘱託で募集されていたのを見て、これはもう三石保育園だけではなくて、いずれは全部、保育園のほうも民営化するのかなというふうに思ったんですけれども、本当に切磋琢磨してこの公立保育園の良さの食育を大事にするのであれば、やっぱり栄養士についても正規職員できっちりとしていくべきではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）確かにすみだこども園でも保育所給食というのを重要視した議論をいろいろしてます。ヒアリングの中でもそういうことで、その点数も配点がかなり多くございます。ということで、私どもで、民間でしたら食育が低下する、嘱託職員では低下するというような考え方はございません。公設民営でございまして。そういうことで、公設でございまして、今、高野口のこども園もそうですけれども、こども課のほうでそういうソフト的な指導もやっていくということで、

これはもう民間のように、民間もタッチしなければいけないんですけども、あまりしてないというような状況じゃございませんでして、高野口については公設ということも含めまして、きちっとそういうことにかかわっていったら、今後もこども園についてはだけじゃないですけども、やっていきたいと考えてございます。ということで、その嘱託職員を雇ったから、それは民間やという論法はちょっと成立しにくいかなというように考えてございます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）保育園の給食については、こども課に配置しました栄養士が一括してメニューをつくっておりました。ちょうどこの3月で退職しますので、今度、嘱託保育士を一般から募集させていただいたんです。今度、メニューをつくってくれる栄養士につきましても、非常に優秀な方で経験もありますので、今まで以上のメニューづくりに貢献してくれるものと期待しております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）議論を聞いていたら、民営よりも公営のほうがええと、民営は悪いと、基本的にそういう考えに立ってものを言うような気がして、それでまた遠慮もしている答弁があると思うんですけどね。保育には何が大事かと、これとこれとこういうことが大事だと。民営であれ何であれ、これで、やらない人はやめてもらええしね。そういう基本的に保育として何が必要かということ、市当局としてもしっかり持って、これをやってくれという話で、別に公営と民営とで競争しなくても民営同士で競争させたらええ話でね。公営がええ、民営が悪いと、例えば会社なんか、橋本市役所の職員の働きぶりを見ても、これはもうくびにならへん、配転もない、上から厳しい指導もないという、民

間だったらこんなことはとてもやないけど通らんという人が、会社でいっぱいおりますやんか。僕が何を言うてるかわかります。だから、民営、公営、そういうものじゃなくて、何が大事かということの基本にして、ものを考えていていただきたい。政策も進めていていただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ちょっと待ってくださいね。4番 松浦君、答弁要りませんね。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）私、このことについて話を聞いておいたらややこしいんですけど、橋本市には完全な民営でやっている、50年も長年やっている、それでまた新しく来ているムーミン谷もあって、2園がありますね。それは、公設とか民営とかいうよりも歴史があって、非常にそこがよいと、保育の内容によってそこを選んで行くという子どもたちもおると。完全な民営で、法人でやっているのが2園と、それから、今、こども園というのは、要するに公設民営でしょ。ほんで、公設公営と三つあるわけやしな。それを、結局、橋本市が、今、子どもたちのためにそれぞれの園でやっぱり一生懸命やっているわけですわ。だから、公設公営がええという論もあれば、富岡議員が言いよるし、公設民営でええと、今、こども園があります。そこへ対して、完全な民営でもええと。公設民営というのは、今、高野口こども園ができたわけでしょ。ほんで、橋本市はそういうものを網羅して、要するに子どもたちのためにそれぞれの園で頑張っておる。この条例も、しばらくの間は公設公営もあるし、公設民営もあると、それで法人もあると。そんな中でやっていて、お互いに切磋琢磨をしていくと。その先には、行財政改革の中で、みんながこども園がいいと、そういうふうになってきたら、先には公設民営化を進めていくこともあり得ると。だから、

今のところは切磋琢磨していると、こういう状況であるということでしょう。ほんで、そこでこども課がきちっとそういうものを、そのために三石保育園がこの条例を改正して、公設民営をするための条例の改正やと、こういうことやさかいに、質問する者も中身をわかって質問せなね。答える人もきちっと答えてもらわんだら困るなど、そういうことですよ。そこのところをちゃんと説明してもらうたら、わかりよいんですわ。そういうことです。せない言うてよ。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）一問一答方式なので、私の答弁はいつでもちょっとけんかみたいな形になるんですけれども、橋本市の保育園というのは、人口3万7,000人のころにつきましては、みな公設でございました。ただ、開発が始まった中で、民間も入ってきました。それと伴いまして、平成15年ごろ、ムーミン谷こども園、これは橋本市だけ特区をいただいて、幼保一元化施設をつくっていくということで、全国に先駆けて民間でやってきた経緯がございます。ということで、それを見ましても、かなり成果を上げているということもあります。そういうことで、橋本市としましても、同じように公設ではございますけれども、こども園をしていく中で、子どもの保育環境を整えたいと考えてございます。ということで、現在のところは、こども園計画をぐっと推進していくという考え方の中で進めておりますので、ただ、二次計画の部分についてはまだ決まってないというのが現状でございますけれども、それは一次計画の検証をした中で二次計画も加味していくような形で考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ちょっとややこしい

話をされているようで、幼保一元化のこども園のことと、三石台の保育所を建て替えることによって橋本市は条例を改正しなければ保育行政を公設民営化していかれへんということで、僕らは理解しとるんですけども、そのことをはっきり言うてもらわんと、こども園構想、幼保一元化の計画とか、その辺をごちゃまぜにされると、公設民営で三石台がやっていく中で、将来は幼保一元化になるのか、なるん違うかなて、そこまで発展してしまうと、また皆さんに誤解を招くので、橋本市は公設民営ということで、橋本市立の保育所が民営化されてないので、この条例を改正せんことには、この三石保育園ができないということをはっきり言うてもらわんと、ややこしい話なんよね。先ほどから言われているこども園の構想の話をしたりしているから、はっきりその辺を言うてくださいよ。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）最初に戻りますけれども、上久保議員がおっしゃるとおり、これは公立保育園の運営を民間事業者に委託することができるための条例改正でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）一点確認だけなんですけれども、今回、三石台の保育園、これは条例を改正して民間のほうに任すというのは、土砂崩れの危険性があるという問題の中で、新しく場所を変えて新築をつくるという中で、橋本市の今の幼保の一次計画の指針が公設民営化に向かって進んでいるので、新設するのであれば、三石保育園に限り公設民営でやっていきたいという、特別な例でこういう条例が上がっているだけで、これは確認ですよ。ほかの紀見とかその辺に関しては幼保の二次計画でそちらのほうは考えるけども、これは

本当に特例で、三石保育園のことを考えた上での条例を上げてきたということで理解してよろしいんですね。その辺をはっきりしてもらわないとさっきからもうごちゃごちゃになってしまいますので、これは特例で、そういう三石保育園のことにに関してこの条例を上げてきたということだけでよろしいんですね、その一点だけ。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）説明不足か、ちょっと押しが足らんのか、私は最初の理由でそういう説明をさせていただいたつもりでおったんですけれども、そのとおりでございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）1個だけ確認したいんですが、公設民営でしていただけることについて、私は反対しておりませんし、指定管理制度を使っただけで結構なんですけど、ただ一つあるのが、うちの大前提は幼保一元化で、認定こども園を活用していくという方向性がありますので、もう高野口も隅田もやったという中で、心配するのが、保育園だけを指定管理する、指定管理者を募集しました。受けた指定管理者は保育園だけを受け持つという方がなりました。その後で、こども園の方向性がありますのでということになったときに、受け手側の方が短期間で受けて、じゃこども園やったら具合悪いよって言う方もいらっしゃるかわからない状態で、その紀見地域の計画に、今後こども園の方向にいくかもわからない状態で、その辺は支障がないのかどうか、その辺についてだけ教えてください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどから何度も言っておりますように、まず、三石保育園については危険性を早期に解除するために

こういう形で、こども園計画ということじゃなくて、保育園単独という形をとらせていただいております。また、これも先ほどから言っておりますように、同じ地域に私立の幼稚園がございまして、それとの兼ね合いもあって、将来、第2期の幼保の計画について、その周辺の地域についてはどういう形に持っていけるのかなと、ちょっと不透明なところがございます。幼稚園につきましても、柱本幼稚園ですとか境原幼稚園、紀見幼稚園ですか、かなり距離が離れておまして、このあたりの紀見地域全体でどんな絵をかいていけるのかなということを常々の頭の中には思いをめぐらせているんですけれども、将来の子どもの児童数の推移等を勘案して、これから二次計画を立てていくにあたって非常に難しい検討作業が必要だろうなということを思っております。ですから、今の時点で支障が将来出るか出ないか、出るかもわかりませんし、保護者との話を聞く中で割合すんなりいくかもわかりませんし、今の段階で見通せないというのが実情です。ただ、認識として、どういう配置が一番子どものためにとって良いか、また保護者のためにとっていいか、それらを常々日々思いめぐらせているということだけお願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）私が聞かせていただいているのは、ごめんなさい。質問の仕方を変えます。受けられた指定管理者がいますや。受けられる指定管理者を公募するときに、一定にそっちの方向性もありますよという感じで募集するのか、保育園だけですとゆうてやったら、ずっと保育園だけですとゆう気である業者、指定管理者に募集される方もいらっしゃると思いますでしょ。受け手の保育園のすばらしい、ほんまにすばらしい人であれば、話は継続していくほうがまちのためにええとな

りますやん。だから、その辺のことなんで、市がこども園の方向性もある程度考えているんやったら、こども園の方向性も考えた中でというもとで公募するようにしとかないと、後で支障が出ないかなというのを聞かせてもうとるんです。だから、保育園だけをするとか、こども園の計画がどうなった、そんな話をしとるんじゃなくて、募集の仕方のときに、支障がないですかという質問です。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）三石保育園については、現在、保育所単体で考えておりました、将来的にこども園に移行というような考え方は、今のところ持ってありません。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済みません。ちょっと議論がずっと今後の橋本市の保育行政にしているんですけども。ちょっともう少し手前のところで、一点、確認だけさせていただきたいんですけども、今回の三石保育園の公設民営に対して、保護者会とか橋本市保育園保護者会連合会とかいろいろな災害のところから話し合いが行われてきたと思うんですけども、その中で、公設民営に対して建て替えるということを条件にということで、話があったと思うんですけども、その辺の簡単な経緯とご納得をいただいておりますのかどうかという点だけ、教えていただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）これまで保育園の北西側に控えております山の対策、溪流の対策も含めて、保護者会と再三説明会もし、話し合いを持っていただきました。また、文教厚生委員長にも入っていただいたんですけども、1年間かけて市と自治会あるいは保護者会が入って、今後の対策等についても話し合ってきました。その結果、砂防対策につ

いては砂防ダムをつくるということで保護者のほうへ提案させていただいたんですけども、それでは安全が担保できないということで、保護者から建て替えの要望が改めて出されてきました。その結果、最終的には市長の英断もあって、別の場所に建て替えていこうということになりました。建て替えの場所については、基本的には三石台地区内ということで、新たな用地も購入に至ったわけです。その建て替えにあたって、運営主体については、公設民営でお願いしたいということを保護者会に提案させていただきました。それで、役員の方が入っておられたんですけども、公設民営の部分については、保護者に一度説明してほしいということで、言われました。それで、昨年5月、改めて保護者会の保護者を集めて、説明会を持たせていただきました。その説明会の中では、公設民営に反対する方々あるいは賛成する方々、さまざまな意見が出ました。その後、私たちはすみだ保育園でも保護者会との話し合いでいろいろ意見を出されたことも踏まえまして、公設民営のメリット、デメリットをQアンドA形式で書類をこしらえまして、それを保護者全員の方にも見ていただきました。そういう手順を踏んで進めておりますので、全員の方がこぞって賛成という形には到底無理だと思うんですけども、市としては説明を尽くしたという形をもって現在進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第8 議案第33号 橋本市立幼稚園設

置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第8 議案第33号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第34号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第9 議案第34号

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第35号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第10 議案第35号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）確認の意味も込めまして二、三お尋ねします。聞くところによりますと、先ほど議案第34号の西部の地区公民館の分館を廃止するというに伴って、議案第35号の一部の条例改正の議案が出てきたというのは理解しているんですけども、確認ですが、この中に別表の部分で、和室の展示室の部分については、西部の地区公民館の分館にそういった対応で利用される人の利用料として挙げていたということで理解していいんですね。この新しいところを見ると、旧もあれですが、和室の研修室というのがあるんですよ。ここの利用料は全く変わらないんですが、この和室の展示室の部分については、確かに分館が廃止することによってこういう徴収はできひんのですけども、和室の研修室を例えば展示室に変えた場合に、これはこのまま研修室を利用するときこの料金でいけるわけですか。ちょっとその辺を教えてください。

それと、もう一つはこの分館を廃止したことによって、この後の処理をどのようにされるのか説明願えますか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）一点目の和室の件でございますが、これにつきましては、中央公民館の3階、教育文化会館2階、4階の基本使用料についての変更の中で、教育文化会館の耐震改修工事の中で、図書館の5階を全面改修するというになっておりまして、ただ今議案と出している4階の和室展示室に事務室を移すための、ここを削除するための議案でございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

それから、分館の廃止の処理の件でございますが、今後これにつきましては、今のところ

利用が全くございません。今現在、22年度ありますのは、耐震改修のために3ないし4サークルが教育文化会館を利用できないために22年度はそれを使っておりますが、今後23年度は全く利用の状況がない見込みであります。そういったところで、この跡につきましては、教育委員会の施設として橋本小学校が移転改築する予定ですが、その跡のいろいろ掘削をする、特に埋蔵物が埋設されているのが確かにありますので、その辺の倉庫がわりというか、そういう利用の形態を今のところ考えてございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）済みません。念のため、確認させていただいたんです。

もう一つお聞きしていた和室の研修室の場合は、研修室ということで金額がこのようなあれですけども、下の4階の展示室は金額が上がってますよね。これを、例えば和室の研修室を展示室に変えてやった場合は、その料金体系というのは変える必要ないんですか。これは、どういうふうに扱いを考えたらいいんですか。研修室として使うんやったらええんやけど、和室を展示室に使う場合には、広さが違うけど、そこら辺ちょっと説明してください。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）済みません。今ご指摘いただいた質問内容を、私はもう一つ理解はさせてもらってないんですが、今のところ、旧と新の見比べをしていただいたら、何ら変更はしてございませんので、中央公民館の3階に確か和室がございまして、それについての金額等の変更はしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

(午前10時46分 再開)

○議長(中西峰雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第10 議案第35号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について の21番 上久保君の質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長(西本健一君) 大変失礼いたしました。おただしの和室研修室につきましては、展示室として利用ということはないという方向で考えるという話になります。

以上でございます。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。
13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) 今回、この条例で図書館の事務室を4階に移すということは、それだけ5階の開架スペースが広がると思うんですけれども、そのことで、どういった分野の書籍が市民の方に自由に手にとりいただけるような開架スペースとして増えてくるのか、そういったメリット等をちょっと教えていただければと思います。

○議長(中西峰雄君) 教育次長。

○教育次長(西本健一君) 4階に事務室を移すのとあわせて、今ご指摘の書庫につきましては、5階のスペースの約3分の1を占めております。それを開架式の閲覧スペースにするんですが、今おただしの書籍内容につきましては、私はちょっとそこまで十分把握できてない状況ですが、今後図書の充実を深めてまいりたいと考えております。

それと、5階全体が住民の方に閲覧スペースとなることに鑑みまして、利用者のアクセスもよくなるかと考えております。

以上でございます。

○議長(中西峰雄君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) 何かすごく画期的なことなんかとは思いますが、要は書庫がなくなってすべてが開架スペースになるということなんでしょうか。それはそれで、非常にいいんです。いいというか、すばらしいかなと、逆に言うと、そんだけしか蔵書がないのかなとちょっと不安になったりもするんですけれども、それはまあ置いて、次の議案でもあるんですけれども、高野口分館が廃止とか、そういった蔵書なんかも含めてすべてをその開架という形ですることができるといふことによろしいでしょうか。

○議長(中西峰雄君) 教育次長。

○教育次長(西本健一君) 今ご指摘のように、蔵書数につきましては、順次予算化を経て充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例につい

て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。